

定 款

公益社団法人 和歌山県労働基準協会

公益社団法人 和歌山県労働基準協会定款

平成23年4月1日制定

第 1 章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人和歌山県労働基準協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を和歌山県和歌山市に置く。

2 この法人は、次の各号に掲げるとおり、従たる事務所を置く。

- (1)和歌山県和歌山市に従たる事務所を置き、和歌山支部事務所と称する。
- (2)和歌山県御坊市に従たる事務所を置き、日高・有田支部事務所と称する。
- (3)和歌山県橋本市に従たる事務所を置き、橋本支部事務所と称する。
- (4)和歌山県田辺市に従たる事務所を置き、田辺支部事務所と称する。
- (5)和歌山県新宮市に従たる事務所を置き、新宮支部事務所と称する。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、男女雇用機会均等法その他労働基準関係法令の普及に努めるとともに、一般労働条件の確保・改善のための啓発・相談、並びに労働者の安全確保と健康確保のための啓発活動等を展開し、もって事故又は災害防止に寄与することを目的とすること及び勤労者の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(公益目的事業)

第4条 この法人は、前条の公益目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、雇用機会均等法、最低賃金その他関係法令、通達等の普及・啓発支援の事業
- (2) 労働災害の防止、健康確保のための対策、労働条件の改善等の普及・啓発の事業

- (3) 労働安全衛生管理、労務管理、賃金及び労災補償に関する指導等、安全衛生関係表彰及び顕彰の事業
 - (4) 労働安全衛生法の関係法令、通達等に定める国家試験出張特別試験の補助業務、技能講習及び特別教育等の実施
 - (5) 労働安全衛生法に基づく衛生管理者試験の受験準備講習の実施
 - (6) 機関紙、各種資料の配布及びホームページによる広報・講習計画等情報の提供
 - (7) この法人の目的に沿った内容の国及び団体からの受託事業
 - (8) 関係官庁及び関係諸団体との連絡・調整
 - (9) その他公益目的を達成するために必要な事業
- 2 この法人は、公益目的事業の推進に資するため必要に応じて次の収益事業を行う。
- (1) この法人の目的に沿った出版物及び書籍その他の物品の販売事業
 - (2) 中小企業等への定期健康診断の案内・受診勧奨及び健診時の受付等業務
 - (3) その他公益目的事業の推進に資するために必要な事業
- 3 前1項及び2項の事業は、和歌山県内で行うものとする。

第 3 章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であつて、次条の規程により、この法人の会員となつた者をもつて構成する。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員となるには、所定の申込書を会長に提出するものとする。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になつた時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 この法人の会員は、所定の退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が、次のいずれかに該当するに至つたときは、総会の決議によつて、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規程により除名が決議されたときは、当該会員に対し通知するものとする。
(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、この法人の会員は、次のいずれかに該当するにいたったときは、その資格を喪失する。

- (1) 当該会員が死亡し、又は解散したとき
- (2) 会費を2年以上滞納したとき
- (3) 会員の同意があつたとき

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬の額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 この法人の総会は、定時総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、代表理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故あるときは、残る理事による互選により議長を選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であつて、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面決議等)

第18条 総会に出席できない会員は、予め通知された事項について書面をもって表決し、又は委任状により議決権の行使を委任することができる。

- 2 前項の場合における前条第1項の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議長は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員配置)

第20条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事5名以上10名以内

(2) 監事2名以内

2 理事のうち1名を会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務・権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 理事又は監事は第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、

別に定める役員の報酬並びに費用に関する規程により報酬等を支給することができる。

第 6 章 理 事 会

(構成)

第 27 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 28 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長の選定及び解職

(招集)

第 29 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 30 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、残る理事による互選により議長を選出する。

(決議)

第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 9 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 32 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資 産 及 び 会 計

(事業年度)

第 33 条 この法人の事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 34 条 この法人の事業計画書及び収支予算書の見込みを記載した書類については、

毎事業年度の開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の付属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に報告するものとする。但し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時総会への報告に代えて、定時総会の承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 理事及び監事の報酬等の支給基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類。

(公益目的取得財産残額の算定)

第36条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第5号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第38条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第39条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消しの日又は財産は当該合併の日から1箇月以内に公益社団法人及び公益法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲示する方法による。

附則

(施行日)

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立登記の日から施行する。

(最初の事業年度)

- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散登記と、公益法人の設立登記を行ったときは第33条の規定にかかわらず、解散登記の日の前日を事業年度末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(最初の役員)

- 3 この法人の設立の登記の日に就任する理事（会長、専務理事を含む）及び監事は、次の表の役員名簿に記載するとおりとする。

役員名簿

会 長 (代表理事)	泉 清映 (いずみきよてる)
理 事	西田正弘 (にしだまさひろ)
理 事	中尾 宏 (なかおひろし)
理 事	藤原 覚 (ふじわらさとる)
理 事	溝端莊悟 (みぞばたそうご)
理 事	尾花 滋 (おばなしげる)
理 事	堀 起佳 (ほりきよし)
専務理事 (業務執行理事)	小路 衡 (しょうじこう)
監 事	名倉健三 (なくらけんぞう)

- 4 この定款は、平成24年3月22日から施行する。

(変更の経過)

- 5 令和5年6月8日
第15条の変更 第2項の追加